

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【公開番号】特開2007-62045(P2007-62045A)

【公開日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-010

【出願番号】特願2005-248135(P2005-248135)

【国際特許分類】

B 4 1 J 11/70 (2006.01)

B 2 6 D 1/24 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/70

B 2 6 D 1/24 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月5日(2008.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長尺シート状の被記録材をその幅方向に切断するカッタユニットと、使用時姿勢において前記カッタユニットよりも下方となる位置に設けられた保持機構とを有し、

前記保持機構は、前記カッタユニットで前記被記録材を切断する際に、前記カッタユニットよりも下方に位置する前記被記録材の一部を保持可能に構成されている切断装置において、

前記カッタユニットを前記被記録材の幅方向へ往復移動させるためのレールと前記被記録材の搬送方向と平行な平坦面である支持面とを有する支持部材を更に有し、

前記保持機構は、前記被記録材に当接する当接部と、前記当接部を前記被記録材に押すバネとを有する挟持ユニットを有し、

前記被記録材を前記当接部と前記支持面とによって挟持することを特徴とする切断装置。

【請求項2】

前記保持機構は、前記被記録材の両端部を挟持する一対の前記挟持ユニットを有する、請求項1に記載の切断装置。

【請求項3】

前記各挟持ユニットの前記バネは、コイルバネの付勢力により前記被記録材を挟持する、請求項2に記載の切断装置。

【請求項4】

前記各挟持ユニットは、前記被記録材の記録が施された側の面に対して、点接触または線接触で接触する当接部を有する、請求項2または3に記載の切断装置。

【請求項5】

前記一対の挟持ユニット間の距離が、前記被記録材の幅方向に可変に設けられている、請求項2から4のいずれか1項に記載の切断装置。

【請求項6】

前記カッタユニットは前記被記録材を切り分けるためのロークリ刃を備え、前記被記録材を一方の端部から他方の端部に向かって徐々に切断していくものである、請求項1から

5のいずれか1項に記載の切断装置。

【請求項7】

前記カッタユニットは、前記被記録材の幅方向に往復移動自在に構成されたベース部材と、前記ロータリ刃を保持すると共に前記ベース部材に対して着脱自在に構成されたカッタ刃保持部材とを有する、請求項6に記載の切断装置。

【請求項8】

長尺シート状の被記録材が巻かれた供給ロールを着脱自在に保持するロール保持手段と、前記供給ロールから引き出された前記被記録材を搬送する搬送手段と、前記被記録材に対して記録を行う記録手段と、該記録手段よりも前記被記録材の搬送方向下流側に設けられた、請求項1から7のいずれか1項に記載の切断装置と、を有する記録装置。

【請求項9】

長尺シート状の被記録材をその幅方向に切断するカッタユニットと、使用時姿勢において前記カッタユニットよりも下方となる位置に設けられた保持機構と、

前記カッタユニットを前記被記録材の幅方向へ往復移動させるためのレールと前記被記録材の搬送方向と平行な平坦面である支持面とを有する支持部材を有し、

前記保持機構は、前記被記録材に当接する当接部と、前記当接部を前記被記録材に押すバネとを有する挟持ユニットを有し、

前記被記録材を前記当接部と前記支持面とによって挟持する切断装置において、

鉛直方向に垂れ下がった状態の長尺シート状部材を所定の切断位置で切断するシート状部材の切断方法であって、

前記切断位置の下方において前記長尺シート状部材の一部を保持する工程と、

前記長尺シート状部材の一部が保持された状態で前記所定の切断位置を切断する工程とを有する、シート状部材の切断方法。